

募集

参加者募集 ～あなたのちよつとした
応援が 大きな力に～
認知症サポーター 養成講座

認知症について正しい知識と理解を身につけませんか。認知症サポーターは特別なことをする必要はなく、高齢の方や、その家族をできる範囲で応援します。
受講者には、サポーターの証「オレンジリング」を差し上げます。
日時 11月14日(金)午後7時～8時30分
会場 プリモホールゆとりぎ講座室1
対象 市内在住・在勤・在学の15歳以上の方(中学生を除く)
定員 35人(申込順)
申込み・問合せ 10月17日(金)～11月12日(水)午後5時に、下の申込フォーム、または電話で高齢福祉介護課 介護予防・地域支援係
(内)197へ



▲オレンジリング



▲申込フォーム

市民公募委員募集

羽村市長期総合計画審議会

市では、第六次羽村市長期総合計画前期基本計画に基づき、さまざまな事業を推進しています。現在、令和9年度を始期とする第六次羽村市長期総合計画後期基本計画の策定準備を進めています。
計画の策定にあたり「羽村市長期総合計画審議会」を設置し、幅広く意見をいただくため、市民公募委員を募集します。
応募資格 市内在住・在勤の18歳以上の方
募集人数 5人

任期 令和8年2月～9月頃
会議の開催回数・時間 全8回(予定)月～金曜日の夜間、1回2時間程度
報酬(日額) 9,000円
選考方法 作文審査
※応募作文は非公開とし、選考後返却します。
※選考結果は応募者各人にお知らせします。
※選考内容に関する問合せには答えられません。
※任期中は、市が設置するほかの審議会・懇談会などの委員を兼任することはできません。
応募方法 11月28日(金)までに「これから羽村市のまちづくり」についての考えを800字以内にとめ「住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号」を記入し、Eメール、ファクス、郵送ま

たは直接、提出先へ(様式自由)
提出先 企画政策課 宛
〒205-8601(所在地記載不要)
✉s10100@city.hamura.tokyo.jp
問合せ 企画政策課(内)314

意見募集 羽村市国民保護計画

国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合に、避難や救援などの国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために定めた計画です。
市では、今年6月に変更された東京都国民保護計画との整合を図るため羽村市国民保護計画を変更します。変更案に対する意見を募集します。
募集期間 10月15日(水)～11月13日(木)(午後5時必着)

意見を出せる方 市内在住・在勤・在学の方および施策などに利害関係のある方
提出方法 必要事項を記入し、Eメール、ファクス、郵送または直接、提出先へ(様式自由)
※電話での受付けはできません。
※必要事項は、各閲覧場所・市公式サイトで確認するか、問い合わせてください。
計画(案) 閲覧場所 10月15日(水)から、市役所1階市政情報コーナー・2階防災安全課、プライブラリーはむら(いずれも閉庁日・休館日を除く)

環境

落ち葉や剪定枝・草葉の出し方

自宅の庭木の落ち葉や剪定枝・草葉は、「燃やせるごみ」の日に無料で収集しています。出すときは、次の大きさと量を守ってください。

大きさ

剪定枝…長さ50cm・直径10cm未満の枝を直径30cm以内の束にする。
※長さ1mのひもで縛ることができるといい。
の束の大きさ
落葉・草葉…45リットル程度以下の透明または半透明の袋に入れる。



出せる量

1回の収集日に束と袋の合計6つまで出せます。6つを超える場合は、出す日を分けてください。
※6つを超え多量に剪定枝・草葉を出したい場合、長さ50cm以上または直径10cm以上の剪定枝を出したい場合は、直接リサイクルセンターに持ち込んでください(有料)。

注意

○木材・板・すだれ・木製品を分解したものなどは無料では収集できません。50cm未満であれば「燃やせるごみ(青色の市指定収集袋)」、50cm以上であれば「粗大ごみ」で出してください。
○家庭菜園で栽培したものや庭木にできた果実などは「燃やせるごみ(青色の市指定収集袋)」で出してください。
※詳しくは、「資源リサイクルマニュアル」45ページを確認してください。
問合せ 生活環境課(内)205



▲資源リサイクルマニュアル(市公式サイト)

はむら市民と産業のまつい 2025年度 食品・廃食用油を回収

フードバンク

市では、家庭や企業などから余剰となっている食品を集めています。それを市内のフードバンクに寄付し、生活に困窮している方への食料支援や、食品ロスの削減に取り組んでいます。
※預かれる食品には条件があるので、詳しくは、市公式サイトを確認してください。

廃食用油の回収

家庭から出た廃食用油を回収します。回収した廃食用油は、航空燃料にリサイクルされます。

※市公式サイトでもご覧いただけます。

注意

○意見に対する個別の回答はできません。
○受け付けた意見は、個人情報を除いた上で、市の考え方を付して市公式サイトなどで公表します。
○案件に対する賛否を問うものではありません。

提出先 防災安全課防災・危機管理係 宛
〒205-8601(所在地記載不要) ✉s106000@city.hamura.tokyo.jp
問合せ 防災安全課防災・危機管理係(内)211



▲市公式サイト



みんなが気持ち良く生活できる まちを目指しましょう！ 猫の飼育マナーアップ！

猫に関する近隣トラブルの原因の一つに「不適正な猫の外飼い」があります。糞尿、鳴き声、ごみを荒らしたり、予期せぬ繁殖などの事例があります。
住宅地では、地域トラブルや事故から飼い猫を守るため、室内飼いを心掛けましょう。やむを得ず外で飼う場合には、不妊・去勢手術を受けることを検討してください。生殖器系の病気の予防にもつながります。

【猫を飼う時のポイント】

○室内飼いを心掛ける。
○マイクロチップを入れる、首輪に身元を表示する…迷子になった時の手掛かりや、飼い主のいない猫と見分けることができます。

○不妊・去勢手術をする。
○万が一の際の預け先を準備しておく…飼いが急な病気や事故などで世話ができなくなった場合の預け先を事前に準備しておきましょう。

問合せ 環境政策課(内)226